



cutting through complexity

「有配当契約を除く契約の測定モデルについては実質的な最終化を迎え、IASBは最後の重要な課題として、有配当契約の会計処理に関する論点を残すのみとなった。」

—KPMG International Standards Group, KPMGグローバルIFRS 保険リーダー

Joachim Kölschbach



グローバルな保険会計へ向けて

この保険ニュースレターでは、2014年6月に行われたIASBの保険契約プロジェクトについての審議を取り上げています。

ハイライト

観察可能なデータがない場合の割引率の決定

割引率を決定する際に企業は以下について判断を行う。

- 観察可能なインプットに対する適切な調整を確実に実施する。
- 利用可能な最善のデータを用いて関連する市場データと矛盾することのない観察不能なインプットを設定する。

再保険契約から生じる利得の非対称な取り扱い

当初認識後において、元受契約の将来キャッシュフローの見積りの変更が即時に損益に認識される場合、当該変更により生じる再保険契約の将来キャッシュフローの見積りの変更は損益に認識する。

集約のレベル

保険契約に関する基準書の目的は、個々の保険契約の測定の原則を提供することである。ただし、企業は保険契約を集約することにより、当該目的を達成することもできる。

有配当契約

特段の決定は行われていない。IASBは、スタッフに対して今後の会議で審議する代替案の作成について方向性を示した。

有配当契約を除く契約の測定モデルの実質的な最終化

これまでの経緯

IASBは2007年5月、ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表し、保険プロジェクトの現在のフェーズの作業を開始した。さらに最近になって、IASBは保険契約の改訂案に対してコメントを募集するために、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7。以下、「公開草案」という)を再公表した。

IASBは保険契約に関する再審議を2014年に完了し、2015年の前半に最終基準書を公表する予定である。

その他の基準との関係

IASBはその検討過程において、保険契約の会計が他の既存の基準書や将来のプロジェクトと整合しているかについても検討しており、その中には新しい収益認識に係る基準(IFRS第1号「顧客との契約から生じる収益」)¹が含まれている。公開草案に含まれる提案事項の多くはIASBとFASBの収益認識に関する共同提案に沿うように立案されている。

IASBは、金融商品会計基準は保険者の投資の大部分をカバーすることから、金融商品会計基準においてなされた多くの決定についても考慮しており、その中には当該基準と保険契約会計基準がどのように関係するか、ということも含まれていた。

1 [IFRS最終基準書の所見分析 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」](#)を参照。

内容

観察可能なデータがない場合の割引率の決定	3
再保険契約から生じる利得の非対称な取り扱い	6
集約のレベル	9
有配当契約	14
別表:IASBの再審議の要約	20
マイルストーンと今後のスケジュール	23

2014年6月のIASB会議

IASBは6月の会議において、公開草案で再審議対象とされていない論点である観察可能なデータがない場合の割引率の決定、再保険契約から生じる利得の非対称な取り扱い及び集約のレベルについて審議した。

観察可能なデータがない場合の割引率の決定が実務的に困難であるという市場関係者の懸念に対処するため、IASBは、企業が次の項目について判断を行うことになる旨を明確化することを決定した。

- 観察可能なインプットに対する適切な調整を確実に実施する。
- 利用可能な最善のデータを使用して、関連する市場データと矛盾することのない観察不能なインプットを設定する。

IASBは、元受保険契約との経済的関係をより適切に反映するため、再保険契約の事後測定に対する例外についても決定した。当初の認識及び測定のと、元受保険契約に関するキャッシュフローの見積りの変更が損益に認識される場合(例えば契約が不利になった場合)、当該変更に関連する再保険契約に関するキャッシュフローの見積りの変更は首尾一貫した処理、すなわち再保険契約に係る変更も損益に認識されることになる。

最後に、IASBは保険契約の集約レベルについても審議した。保険契約に関する基準書案の目的は、個々の保険契約の測定の原則を提供することであることを明確にした。ただし企業は、保険契約を集約することにより、当該基準の目的を達成することも可能である。IASBは保険契約を集約することにより当該基準の目的を達成する場合についてガイダンスを追加することで合意し、保険契約のポートフォリオの定義についての改訂も行った。

有配当契約について、IASBスタッフは今後の課題の方向性について検討し、IASBに対して以下の状況に関するガイダンスを提供することを求めた。

- 非明示的な裏付け資産の管理手数料が存在していると考えられる場合
- 利息費用を包括利益計算書に表示するために簿価利回りを使用する場合

IASBの有配当契約に関する方向性は、以下の方向性を示すことを意図するものではない。

- 契約上のサービス・マージンは、裏付け資産に関する企業持分の変動について調整されなければならない。
- 利息費用を包括利益計算書に表示するために簿価利回りアプローチを適用しなければならない。

IASBは、2014年7月の会議において有配当契約に関する審議を継続する予定である。有配当契約に係る決定事項によっては変更される可能性があるものの、有配当契約を除く契約のモデルについての再審議は実質的に完了した。今後のボード会議では以下の残りの論点について審議する予定である。

- 契約上のサービス・マージンを調整するキャッシュフローの現在価値の決定及び契約上のサービス・マージンに係る利息費用の決定に用いる割引率
- 割引率の変動による影響の表示にOCIを使用すること及び保険料配分アプローチに関連するフォロー・アップ論点
- 移行措置及び適用日

観察可能なデータがない場合の割引率の決定

割引率の決定において、企業は、観察可能なインプットに対する適切な調整を確実に実施し、また、利用可能な最善のデータを使用して関連する市場データと矛盾することのない観察不能なインプットを設定する際に、判断を行うことになる。

論点

公開草案は、保険契約のキャッシュフローを貨幣の時間価値について調整するために使用される割引率は、当該キャッシュフローの特徴を反映し、観察可能な市場レートと整合的な現在の割引率であり、企業自身の不履行の影響が除外されたものであると提案している。

割引率の決定方法について特定の方法は提案されていないが、ガイダンスが提供されており、トップダウン・アプローチまたはボトムアップ・アプローチのいずれかを用いて適切な割引率が決定される可能性がある。理論的にはどちらのアプローチでも同様の割引率が算出されることになる。

この公開草案に対して、保険契約に対する適切な割引率を特定することは実務上困難であると指摘するいくつかのコメントが寄せられている。例えば、多くのコメント回答者は、性質が類似する資産についての市場データが十分に観察可能な期間を超えて、保険負債のキャッシュフローが生じると予測されるような場合（例えば20年以上の超長期契約）の長期の割引率の見積りの方法について、最終基準書においてガイダンスを提供すべきと考えている。

IASBは6月の会議において、以下について追加的な適用ガイダンスを提供するか否かを検討した。

- 市場データがない、またはほとんどない場合に割引率をどのように決定するのか
- 適切な負債の割引率を決定するために観察可能な資産利回りにどのように調整を加えるのか

IASBスタッフの提案

保険負債の割引率の決定に関する公開草案の提案は、IFRS第13号「公正価値測定」において、他の当事者に資産として保有されていない負債の公正価値の測定に評価技法を適用する場合と同様に、観測可能な市場情報が存在することを前提としている。しかしながら、活発な市場における観測可能な市場価額は、保険契約については一般に利用可能ではない。結果として、公開草案は、ほとんどの企業が類似の性質をもつ資産のイールドカーブを特定し、保険負債の性質を反映するために修正することを期待している。

類似の性質を有する資産のイールドカーブの調整について分析するにあたり、IASBスタッフは以下を検討した。

調整	IASBスタッフの見解
保険契約のキャッシュフローが期待されるが、活発な市場での観測可能な資産価額がない期間までイールドカーブを引延ばす	<p>IFRS第13号において、資産のイールドカーブの決定プロセスは、類似の性質を有する資産の活発な市場における市場価格がどの程度存在するかにより異なる。</p> <p>例えば以下の場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none">• 活発な市場における市場価格がある。• 活発でない市場における市場価格がある。• 活発な市場または活発でない市場における市場価格がない。 <p>類似の検討を保険契約に当てはめた場合、企業は以下を実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">• 観察可能な取引と測定対象の保険契約の差について調整するために、観察可能なインプットに適切な調整を確実に行う。

検討論点	IASBスタッフの見解
<p>保険契約のキャッシュフローが期待されるが、活発な市場での観測可能な資産価額がない期間までイールドカーブを引延ばす(続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 状況において入手可能な最善の情報を利用し、観察不能なインプットを設定する。ただし、市場参加者がそれらのインプットを評価する方法を反映するという目的との整合性を保つ必要がある。したがって、観察不能なインプットは利用可能な関連する市場データと矛盾するものであってはならない。
<p>保険契約に関連のないすべての要因を除外する。すなわち、出発点として利用した資産にのみ関連する要因を除外する</p>	<p>IFRS13号は、企業が評価技法を利用する際に、これらの評価技法が関連する観察可能なインプットを最大限利用すべきであるという原則を含んでいる。特定の場合において、企業は以下を考慮して、入手できる観察可能なインプットに対する重要な調整をする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産または負債の特性 測定日における状況、例えば市場の状況 <p>これらの検討は、保険契約に対しても等しく適用される。企業は入手できる市場データと整合する類似の特性を持った資産のイールドカーブを起点とし、保険契約のキャッシュフローの特性を反映させるために、当該イールドカーブを調整する。たとえば、資産の評価に含まれる信用及び流動性リスクに対する市場リスク・プレミアムを調整する。これらの調整には、通常、重要な観察不能なインプットが利用される。</p>

加えて、割引率は、企業自らの債務不履行リスクを反映しない。IASBスタッフは、例えば保険契約の非流動性を反映するために調整した、流動性リスクのないレートを利用するボトムアップ・アプローチなどの他のアプローチを企業が利用する可能性を認識している。IASBスタッフは、そのようなインプットを調整し、保険契約のキャッシュフローの特性を反映するイールドカーブを導出する際には、上述と同様の検討が当てはまると考えている。

分析の結果、IASBスタッフはIASBIに対して、以下を提案した。

- 保険契約のキャッシュフローを貨幣の時間価値について調整する割引率は、保険契約のキャッシュフローと同じ特徴を有する商品の観察可能な現在の市場価格と整合するという公開草案における原則を確認する。
- 当該割引率を決定する際、企業は以下の事項について判断を用いることになるという追加のガイダンスを提供する。
 - 観察可能な取引と測定対象の保険契約の差について調整するために、観測可能なインプットに対し適切な調整を確実に行う。
 - その状況において利用可能な最善の情報を用いて観察不能なインプットを設定する。一方で、市場参加者がそれらのインプットを評価することも考慮に入れる。したがって、観察不能なインプットは利用可能な関連する市場データと矛盾するものであってはならない。

IASBの審議

IASBメンバーは、IASBスタッフの提案を概ね支持した。あるIASBメンバーは、関連する観測可能なインプットの利用を最大化するという原則が、割引率を決定する特定の手法を規定しないとする公開草案とどのように相互に影響するのかについて質問した。このIASBメンバーは、あるアプローチ（例えば、ボトムアップ・アプローチ）が他のアプローチ（例えば、トップダウン・アプローチ）より多くの観測可能なインプットを入手できる状況があると考えていた。このIASBメンバーは、最終基準書ではこのようなケースで以下の点を明確にすべきであると提案した。

- ボトムアップ・アプローチが要求されるか否か。
- 企業がボトムアップ・アプローチまたはトップダウン・アプローチのいずれかを利用し、選択したアプローチに関連する観測可能なインプットの利用を最大化するという原則を適用することが容認されるか否か。

IASBの決定

IASBはスタッフの提案に同意した。

KPMGの所見

IASBの明確化に関わらず、割引率の設定にはいくつかの実務上の問題点が残っている。

市場リスク・プレミアムの調整

保険契約のキャッシュフローの特性を反映するために必要な、例えば市場リスク・プレミアム等の調整について、リスク・フリーのイールドカーブに対する調整（ボトムアップ・アプローチの場合）や類似の特性をもつ資産のイールドカーブに対する調整（トップダウン・アプローチの場合）を決定することは困難かもしれない。以下の課題を検討する。

アプローチ	課題
トップダウン・アプローチ	資産の価値に反映された信用リスク及び流動性リスクの調整の決定
ボトムアップ・アプローチ	流動性調整を見積るための信用と流動性の影響の区別
両方のアプローチ	スプレッドの変動のうち、割引率に反映された市場リスク・プレミアムとは別に、割引率から除外した市場リスク・プレミアムから生じる事後の変動を特定

これらの調整は一般に重要な観測不能なインプットを利用するが、公開草案には企業がこれらの調整をどのように見積るかについての特定のガイダンスがない。

システム及びプロセスの利用可能性

割引率の設定に係る提案は、多くの新しいデータのインプット並びに重要な保険数理及びファイナンスチームの関与が必要である。これらは、観測可能な市場変数が利用可能でない場合や関連性のある要因を別個に識別していない場合に特に必要である。このようなケースでは、企業は割引率を決定するために当該プロセスを修正し、情報源及び見積技法を発展させる必要があるかもしれない。

再保険契約から生じる利得の非対称な取り扱い

当初認識後、企業は元受保険契約において、直ちに損益に認識されるキャッシュフローの見積りの変更が生じたことにより、結果として生じた再保険契約に係るキャッシュフローの見積りの変更を損益に認識する。

論点

公開草案は、リスク調整を加えた出再者の履行キャッシュ・インフロー（すなわち回収可能再保険及び出再手数料）の現在価値が、履行キャッシュ・アウトフロー（すなわち支払再保険料）の現在価値を上回る場合、出再者は当初認識において、契約開始時の利得を排除するために、その差額を契約上のサービス・マージンとして認識することを提案した。契約上のサービス・マージンが負の値でないことを条件に、キャッシュフローの見積りのその後の変更は契約上のサービス・マージンを調整する。契約上のサービス・マージンは、再保険契約のカバー期間にわたって、以後損益に認識される。

公開草案に対する回答者の中には、以下の間に潜在的に存在する非対称な取り扱いにより、再保険契約と元受保険契約の経済的関係性が適切に描写されない場合があると考える者がいた。

- 再保険契約のキャッシュフローの見積りの変更
- 元受保険契約のうち、再保険の対象となる部分

当該相違する取扱いは、以下のように記載できる（簡略化のため、リスク調整は無視する）。

再保険契約		元受保険契約	
再保険者に対する支払再保険料	(100)	保険契約者からの受取保険料	110
回収可能再保険(予想回収額)	120	予想保険金	(120)
当初認識における契約上のサービス・マージン	(20)	当初認識における損失	10

当初認識後、不利な保険契約から生じた予想保険金の不利な変化は、損益に認識される。一方、再保険契約からは、それに対応して多額の回収が生じるが、それは契約上のサービス・マージンを調整することになり、再保険契約のカバー期間にわたって損益に認識されることになる。

加えて一部の関係者は、個別の損失に基づく再保険契約（比例再保険）については、当初認識時に契約上のサービス・マージンを認識することに係る例外を設けるべきであると提案した。不利な元受保険契約が個別の損失に基づいて出再される場合、再保険契約に係る当初利得が認識されるべきである。当該関係者は、公開草案は、認識の目的上、個別の損失と集計した損失に基づき補償を提供する再保険契約とを区別していると指摘している。元受保険契約と個別の損失に関連する再保険契約との関係性を適切に反映させるために測定上の目的上、同様に区別されるべきであると当該関係者は指摘した。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、調整に関連する以下の質問を検討した。

質問	IASBスタッフの見解
当初利得を認識するために個別の損失に基づく再保険契約に係る例外を設けるべきか。	<p>元受保険契約と再保険契約は別個の契約であるというボードの一般の見解と整合するように、企業は再保険契約の当初認識において利得を認識すべきではない。</p> <p>個別の損失及び集計した損失に基づく再保険契約について、概念的な相違はない。公開草案は、保有する再保険契約が、関連する元受保険契約と同時に認識されるようにするために、実務上の目的のためにのみ、再保険契約の認識について、その種類を区別することを提案した。</p> <p>結果として、個別の損失に基づく再保険契約に関連する当初利得の認識に係る例外は適切ではない。</p>
損益に反映される元受保険契約のキャッシュフローの見積りの変化(例えば不利な契約)の結果として再保険に係るキャッシュフローが変化する場合、再保険に係るキャッシュフローの変動を損益として認識すべきか。	<p>対応する再保険契約から生じるキャッシュ・インフローを変化させる元受保険契約のキャッシュ・アウトフローの見積りの変化は、当該期間の損益に影響を及ぼさない。</p> <p>キャッシュフローの見積りの変動が契約上のサービス・マージンを調整するため、元受保険契約が不利ではない場合がこれに該当する。しかしながら、元受保険契約が不利である場合には、キャッシュフローの見積りの変動は損益に認識される。これらの場合、損益に認識された元受契約のキャッシュフローの見積りの変動に関連した再保険契約のキャッシュフローの見積りの変動は一貫して取り扱われる、すなわち同様に損益に認識されるべきである。</p> <p>利得に関する対称的な会計上の取り扱いが元受保険契約及び再保険契約の経済的関連性を忠実に反映するため、再保険契約に係る見積りの変更に関する一般的な取り扱いの例外は正当化される。</p>

結果として、IASBスタッフは、企業は当初認識後、元受保険契約に関し直ちに損益に認識したキャッシュフローの見積りの変更の結果として生じた再保険契約に係るキャッシュフローの見積りの変更を損益に認識すべきであると提案した。

当該スタッフは、企業が保有する再保険契約に保険料配分アプローチが適用される場合にも当該提案が適用されるべきであると提案した。

IASBの審議

あるIASBメンバーのコメントによると、再保険契約におけるキャッシュフローの見積りの変動は、時に特定の元受保険契約と直接の関連が無い場合がある。なぜなら、再保険契約では、様々な保険契約から生じる損失に対して保険金を支払うからである。例えば、集約した損失に基づく再保険契約が挙げられる。このメンバーは企業が損益で認識される再保険契約のキャッシュフロー見積りの変動を特定することは、その変動が様々な保険契約のキャッシュフローの見積りの変動により生じている場合、難しい可能性があるという懸念を示した。しかし、IASBスタッフは、損益で認識される再保険契約のキャッシュフローの見積りの変化を特定するプロセスは当該再保険契約から始めるものではなく、個々の保険契約から始めるものである。つまり企業は

- まず、元受保険契約が不利である、または不利となったために、損益で認識することになる元受保険契約のキャッシュフローの見積りの不利な変動を特定する。
- その後、元受保険契約から生じる損失を支払う関連する再保険契約があるか否かを決定する。なぜなら、企業は必ずこの情報を利用するからである。

IASBの決定

IASBはスタッフの提案に同意した。

KPMGの所見

IASBが承認した契約上のサービス・マージンの通常の調整に対する例外規定により、契約上のサービス・マージンを増加させるのではなく、例外規定に従い見積りの変更が損益に配分されることになる時点特定するために、追加のプロセス及び内部統制が必要となる。

保険契約に関する基準書案の目的は、個々の保険契約を測定する原則を提供することにある。しかし、目的に適合するのであれば、企業は個々の保険契約を集約することができる。

会計単位とポートフォリオの定義

論点

公開草案では、保険契約を認識し測定する単一の集約レベルを規定しているわけではない。むしろ、以下を規定している。

- 保険契約の特定の要素を測定するための原則を規定している。
- 当該原則に適合するために必要となる集約のレベルを示している。

公開草案に対する多くの回答者は、異なる集約のレベルをどのように適用するか不明確であるとコメントし、明瞭化及び追加のガイダンスを求めた。また、ポートフォリオの定義においてプライシングを参照している点について懸念を示す者もいた。なぜなら、公開草案の集約のレベルが事業の管理レベルよりも過度に細かく、手間のかかるものとなる可能性があるからである。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、契約上の権利及び義務は、個々の契約から生じると指摘した。その結果、公開草案の目的は個々の保険契約を測定するための原則を提供することであった。しかし、保険契約の異なる構成要素を異なる集約のレベルで測定することが、企業にとって実務的であり、必要である可能性がある。公開草案においては、ポートフォリオという用語を、集約のより高いレベルであることを明確化する原則として使用している。

保険契約のそれぞれの要素について、IASBスタッフは、企業が保険契約をどの程度集約すれば、個々の契約の測定という目的を達成できるかを分析した。

キャッシュフロー

スタッフの見解	スタッフの提案
<p>集約のレベルはキャッシュフローの測定とは関連が無い。</p> <p>ポートフォリオの定義により、キャッシュフローの測定のための集約のレベルが決定されるわけではない。当定義が用いられるのは、コスト（ポートフォリオよりも高い集約のレベルで決定されるものも含む）が、保険契約と直接関連すると考えられるために履行キャッシュフローに含められるか否かを特定する場合に限られる。</p>	<p>特段の対応は不要である。</p>

リスク調整

スタッフの見解	スタッフの提案
<p>ポートフォリオの定義はリスク調整の評価には関連しない。</p> <p>リスク調整は企業固有の視点から評価され、分散効果を含め、必要な対価を決定する際に考慮される全ての要素を反映している。分散効果の影響は、内在するリスクに比例して個々の保険契約へ配分される。</p>	<p>特段の対応は不要である。</p>

契約上のサービス・マージン(または損失)の当初認識

スタッフの見解	スタッフの提案
<p>公開草案によると、企業が保険契約を契約のポートフォリオに集約するのは、契約上のサービス・マージンを決定する時である。集約のレベルによって当初認識及び当初認識後において、損失がどの程度認識されるかが決定される。保険契約を集約することにより、個々の契約上のサービス・マージンが平均化される(例えば不利な契約と利益を生む契約を組み合わせる場合)ことになる。</p> <p>ポートフォリオを構成する契約は引き受けたりスクに対して同様にプライシングされる、という公開草案の提案の目的は、企業は収益性が異なるものの、類似する契約を組み合わせることによって損失の認識を回避してはならない旨を明確化することだった。しかし、当初認識におけるプライシングの類似性は過度に制限されているようである。</p>	<p>当初認識時における契約上のサービス・マージンまたは損失を測定する場合、企業は不利な契約を利益の出る契約と組み合わせないことを明確化する。企業はある契約が、当初認識時において不利か否かを決定するために次の事実と状況を検討することになる。つまり、契約により定まる履行キャッシュフローとカバー期間開始前キャッシュフローの合計がゼロより大きいか否かを考慮することになる。</p> <p>保険契約のポートフォリオの定義を修正し、プライシングの参照を削除する。</p>

契約上のサービス・マージンの事後測定

スタッフの見解	スタッフの提案
<p>損益における契約上のサービス・マージンの認識</p> <p>公開草案では、契約上のサービス・マージンを損益に認識するための集約のレベルを特定してはいなかった。代わりに公開草案は、保険契約に係る契約上のサービス・マージンは、保険契約のカバー期間が終了した時点で、全て認識されることを提案していた。</p> <p>企業が保険契約を集約し、公開草案の目的を達成することができる場合とは、契約が次の類似性を有する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 損益認識パターン— 契約上のサービス・マージンの損益認識パターンは契約の様々な段階において異なるからである(これは有配当特性を有さない契約に対しては適用されない。時の経過に基づいてのみ損益に認識されるためである)。 当初認識時における契約上のサービス・マージンの絶対金額、または企業が失効の影響を組み込んだ金額— 企業は、契約上のサービス・マージンが多額である契約が失効した時に、契約上のサービス・マージンが少額の契約が失効した時より多くの契約上のサービス・マージンを認識しなければならないからである。 	<p>契約上のサービス・マージンの事後測定において、企業は以下の点で類似する契約を組み合わせることができることを明確化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 損益認識パターン 当初認識時における契約上のサービス・マージンの金額 契約開始日とカバー期間

スタッフの見解	スタッフの提案
<ul style="list-style-type: none"> 契約開始日とカバー期間－契約が終了した時点でマージンの全額が損益に認識されることを確実にするような方法で契約上のサービス・マージンは認識されることになるからである。 <p>見積りの変動のための契約上のサービス・マージンの調整</p> <p>契約上のサービス・マージンの残額によって、事後に見積りの不利な変動をどの程度吸収できるかが決定される。異なる金額の契約上のサービス・マージンが組み合わされた場合、未認識の損失(契約上のサービス・マージンを使い果たしたため)が契約上のサービス・マージンの残高が充分にある契約と平均化され、見積りの不利な変動が吸収されてしまう可能性がある。</p> <p>企業は、以下の場合にのみ、契約を集約することができるはずである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約の開始日が近似している。 各期で認識される契約上のサービス・マージンの金額が一致している。 	

さらに、IASBスタッフは、IASBが、保険契約に関する基準書案の目的は個々の保険契約の測定の原則を提供することであること、ただし、当基準書を適用する際、企業は当該目的に適合する場合には、保険契約を集約することができることを明確化することを提案した。

IASBの審議

IASBメンバーの多くは以下を認識していた。

- 保険契約の測定のための前提は、集約レベルで設定され、個々の契約へ配分される可能性がある。
- 不利な契約を利益を生む契約と組み合わせるべきではない。

しかし、一部のIASBメンバーは、契約上のサービス・マージンの事後測定において、保険契約を集約することについてのスタッフの提案がルール・ベースの性質を帯びていることに懸念を示した。彼らは以下がより良いと考えている。

- 目的を強調する一つまり、個々の保険契約を測定するための原則を提供することが目的であるが、当該目的に適合するのであれば、企業が保険契約を集約することを許容する。
- 目的と適合しない状況を説明する例示を提供する－例えば不利な契約と利益を生む契約を組み合わせると損失の認識を回避する場合。

IASBの決定

IASBは以下を決定した。

- 保険契約に関する基準書の目的は、個々の保険契約の測定の原則を提供することであるが、その目的を達成できるのであれば、企業は保険契約を集約することができることを明確化する。
- 保険契約ポートフォリオの定義を修正し、「類似のリスクに対する保障を提供し、単一のプールで一緒に管理される契約」とする。
- 当初認識時における契約上のサービス・マージンまたは損失を測定する際、企業は不利な契約を利益の出る契約と組み合わせることはないことを説明するガイダンスを追加する。当初認識時において契約が不利であるか否かを決定するために、企業は事実及び状況を検討する。

さらにIASBは、当初認識後における契約上のサービス・マージンを測定する際、企業が契約を集約し、それが上記目的に適合する方法についての例を提供することを決定した。

KPMGの所見

リスク調整

リスク調整を測定する際に使用される技法は、基礎となるキャッシュフローの確率分布を考慮している。この分布は、企業のリスク調整の決定を行うレベル（例えば、契約レベルまたは集約レベル）に依存している。

リスク調整を決定する際、リスク軽減効果が考慮される。リスク調整の測定は、ポートフォリオレベルに限定されない。すなわち、リスク調整は、ポートフォリオ内のリスク軽減の反映のみに限定されないということである。リスク軽減効果をポートフォリオに限定すると、ポートフォリオ間またはより高い集約レベル間のリスク軽減と考えられている、企業が行っているリスク評価及びリスク管理の実態を経済的に表すことができない。企業は異なるリスク管理の実務において、各々のリスクのタイプ（例えば、死亡、盗難、第三者責任）またはリスクの特性（例えば、相似形の確率分布を有するキャッシュフロー）に応じたリスク管理の基準を決定するかもしれない。これらのグルーピングが複数のポートフォリオにまたがるとしてもである。ポートフォリオ間におけるリスク軽減効果を許容することは、リスク調整及び開始時の損失を低下させることに寄与する。公開草案は、リスク調整の測定が、企業が求めるリスク負担の対価を反映する目的に整合している限り、様々なレベルでの測定を許容している。

契約上のサービス・マージンの事後測定

契約上のサービス・マージンは、契約終了時にマージンの残高がゼロになるような方法で認識されることになる。実務では、これにより企業が契約を管理するポートフォリオのレベルよりも細かい会計単位で認識することになる可能性がある。例えば、契約始期日、補償またはサービスのプロファイル、あるいは個々の契約レベルでグルーピングする等である。

システム及びプロセス

公開草案において提案されている測定レベルは、現行実務と異なる可能性がある。その結果、企業は、提案に準拠するために新しいプロセスの構築及びITシステムを調整することが求められる。

企業は、契約が含まれるポートフォリオ及び保有する関連資産並びに当該資産の会計処理を考慮して、類似の契約には一貫した会計方針を選択・適用する。

割引率の変動による影響のOCIでの表示

論点

2014年3月にIASBは、企業が実施すべき以下のことを決定した。

- 会計方針として、割引率の変動による影響を当期純利益またはOCIに表示することを選択する。
- 今後作成される「類似したポートフォリオのグループに同一の会計方針を適用する」というガイダンスに従って、当該会計方針をポートフォリオ内のすべての契約に適用する。

IASBメンバーは、企業が望ましい会計上の結果を達成するために、非常に類似したポートフォリオに対して異なる会計方針を選択する懸念があることを示した。例えば、企業が、毎年新しいポートフォリオを設定し、新しい会計方針を適用することを選択する可能性がある。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは以下を検討した。

- IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における「企業は同一の取引、その他の事象及び状況に対して一貫した会計方針を適用しなければならない」という規定は、上述の状況を既に防止している。
- IAS第8号は、異なるタイプの資産に裏付けされた保険契約によって構成される類似した2つのポートフォリオに対し、異なる会計方針を適用することを排除はしていない。なぜなら、当該ポートフォリオを特徴づける条件として資産構成を考慮すべきだからである。

その結果、IASBスタッフは、企業は契約が含まれるポートフォリオ及び保有する関連資産を考慮して、類似の契約には一貫した会計方針を選択・適用することを明確にするための適用指針を追加すべきであると提案した。

IASBの審議

IASBの数名のメンバーは、割引率の変動による影響を当期純利益またはOCIに表示するという選択肢に関して、最大の懸念事項は財務諸表の比較可能性及び透明性の欠如だと示唆した。なぜなら、異なる企業が類似の保険契約ポートフォリオ及び資産に対し、異なる会計方針を適用する可能性があるからである。

また、以下の場合に会計上のミスマッチが生じる懸念もある。

- 企業が類似の保険契約には同一の会計方針を適用し、
- 保険負債の裏付け資産の構成が変化する場合

企業が既存の資産ポートフォリオと異なる会計処理となる資産を取得した場合、会計上のミスマッチが生じる可能性がある。

IASBの決定

IASBは、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、企業は保険契約のポートフォリオ及び関連する保有資産並びにその会計処理方法を考慮して、類似の契約に対して一貫した会計方針を適用することを明確化することを決定した。

IASBはスタッフに対し、今後の会議において審議する代替案を作成できるように、非明示的な資産管理手数料が存在する場合について方向性を提示した。

裏付け資産の企業持分の変動に応じて契約上のサービス・マージンを調整

論点

公開草案に対する回答者の一部は、有配当契約について、裏付け資産の企業の持分の変動について契約上のサービス・マージンを調整すべきであると提案した。彼らは、裏付け資産の企業持分は以下の性質を有すると考えている。

- 有配当契約の利源の一部を構成する。
- 非明示的な資産管理手数料に類するものである。

5月に開催された有配当契約についての教育セッションにおいて、IASBスタッフは、結果として著しく異なる会計上の取り扱いとなる、裏付け資産の企業の持分に関する2つの異なった立場を説明した。

裏付け資産の企業の持分についての見解	裏付け資産の企業の持分の変動の会計処理
非明示的な資産管理手数料に類するもの — 運用成績に基づく明示的な資産管理手数料と経済的に同等である。	将来のサービスに関連する場合、契約上のサービス・マージンに対して調整する。
裏付け資産の企業の経済持分に相当するもの — 企業の投資リターンは以下のいずれかと同等と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 前払いの対価に対する投資リターン ● 企業の資産と、企業が保険契約者に対して負う義務との間のスプレッド 	契約に基づいて提供されるサービスと関連がないため、利益または損失として認識する。

6月の会議において、契約上のサービス・マージンが裏付け資産の企業の持分の変動について調整されるべきか否かについて、IASBスタッフはIASBに決定を求めなかった。代わりに、IASBスタッフは自らの将来の取り組みの舵取りをするために、以下の理由で、今後の会議においてIASBが企業に対して、裏付け資産の企業の持分の変動について契約上のサービス・マージンを調整することを要求する可能性があるという想定で提案を行った。

- 裏付け資産の企業の持分は非明示的な資産管理手数料に相当するものである。
- IASBがこの方向で進めると決定した場合には、当該アプローチを実行する方法を望むことになる。

この想定に基づき、IASBスタッフは今後のスタッフペーパーに向けて、有配当契約に非明示的な資産管理手数料が含まれる具体的な要件を提案した。

IASBスタッフの提案

前述で議論した仮定に従い、IASBスタッフは、非明示的な資産管理手数料が有配当契約に含まれるか否かを判断するための以下の要件を検討した。

検討された要件	IASBスタッフの見解
裏付け資産の保有の要求	資産管理サービスは、保有する裏付け資産のリターンの変動の影響を受ける金額が、保険契約者に最終的に移転する契約においてのみ提供される。このような契約では、保険契約者は企業の裏付け資産の資産管理活動によって生じたリターンの影響を受ける。これは企業が裏付け資産を保有することを要求されるか、または選択するかということとは関係ない。
企業の裁量の役割	保険契約者と企業の間で分けられる裏付け資産のリターンについて、企業が完全に裁量権を持っている場合は、リターンに係る企業の持分は所有持分や財務リターンに類似するものとなる。この場合、企業は、裏付け資産の持分から報酬を得ていない。
企業の持分の性質	問題は、以下のいずれかにより決定される異なる収益源の間に経済的な差異があるかどうかである。 <ul style="list-style-type: none"> 定額、または裏付け資産に関連しない金額として 投資金額及びそのリターン双方の機能として 裏付け資産から発生するリターンのみ機能として この取り扱いが適格である契約を過度に制限する可能性があるため、スタッフは企業の持分の性質に基づく明確な基準は提案していない。
参加の度合い	保険契約者が相当程度の裏付け資産のリターンを共有しない場合、企業は裏付け資産を管理しているため、保険契約者より大きい持分及び利益を保持することとなる。この企業の持分は資産管理サービスの報酬というよりは裏付け資産の残余持分に類似するものである。

分析に基づき、スタッフは上記の仮定の下、非明示的な資産管理手数料は以下のような場合にのみ存在し得ると提案した。

- 契約者に支払われるリターンは、企業が保有する(企業がこれらの裏付け資産の保有を要求されるか否かに関わらず)裏付け資産から生じる。
- 企業に留保される固定額または決定可能な最低金額がある。
- 契約者は裏付け資産のリターンの総額の相当程度の持分を受け取る。

IASBの審議

裏付け資産の企業の持分に関し、契約上のサービス・マージンを調整すべきか否かについてまだ結論が下されていないにもかかわらず、非明示的な資産管理手数料が存在するであろう状況について決定することをIASBが求められることに対し、一般的に懸念が示された。今回の審議は、この論点に係るIASBの見解について市場関係者に誤ったメッセージを発信する恐れがあると思われた。IASBは、今後の審議ペーパーのドラフトのため、裏付け資産の会社の持分の変動について契約上のサービス・マージンを調整することをIASBが支持するか否かを示すものではないという前提で、IASBスタッフの提案について審議することに合意した。

何名かのIASBメンバーは、非明示的な資産管理手数料は、保険契約者に渡されるリターンが企業が保有することが要求される裏付け資産から発生する場合のみに存在すると考えるべきであるとした。これは、裏付け資産の企業の持分について契約上のサービス・マージンを調整することが、財務諸表の比較可能性を向上させるものであることを示唆している。

加えて、何人かのIASBメンバーは、企業は企業自身が所有する裏付け資産の管理に係る資産管理報酬を取得すべきではないとコメントした。彼らは、企業が以下について有する裁量権を区別すべきであると考えていた。

- 裏付け資産からのリターンを保険契約者に支払うタイミング
- 保険契約者に渡される裏付け資産からのリターンの割合

彼らは、企業が保険契約者へ渡す金額についての裁量権を持つ場合、その裏付け資産からのリターンの持ち分は非明示的な資産管理手数料としてみなされるべきではないと考えた。

IASBの決定

特段の決定事項はなかった。IASBは、IASBスタッフの提案に基づいて引き続き検討するよう指示した。

KPMGの所見

以下の考慮事項は、非明示的な資産管理手数料が存在する場合について、IASBが方向性としてスタッフに提示した要件に当てはまる可能性がある。

企業が保有する裏付け資産から生じる、保険契約者へ渡されるリターン

企業がインデックス指数(例えば、FTSE100)の運用成績に基づくリターンを保険契約者に対して約束し、裏付け資産を持っていない場合には、非明示的な資産管理手数料は存在しない。

企業が留保する最低限度額

スタッフ・ペーパーには、判断基準を適用することで、結果として非明示的な資産管理手数料が存在するという例示が含まれている。保険契約者が、法令に基づく実績の少なくとも90%を受け取る権利を有し、企業が通常90%以上支払っているような、参加割合が90対10の有配当契約について、非明示的な資産管理手数料の存在は、企業が留保することを求められている固定額の最低限度があるか否かによる。例えば、企業が4%の留保を要求されている場合、4%が経済的に管理報酬契約に類似する。

裏付け資産のリターン全体に占める割合の重要性

IASBの方向案は、リターン全体に占める保険契約者の持分が重要であると考えられる場合を決定するための明確な判断基準を提供していない。仮に、IASBが、裏付け資産に対する企業の持分について契約上のサービス・マージンを調整する方向で進めるのであれば、IASBは保険契約者の持分が重要と考えられる場合を示す限度ないし範囲を定義するかもしれない。

IASBはスタッフに対し、今後の会議において審議する代替案を作成できるように、簿価利回りが適用される場合について方向性を示した。

利息費用の損益計上に簿価利回りアプローチを適用

論点

公開草案に対する一部のコメント回答者は、有配当契約の保険負債に係る利息費用の損益計上に関して、簿価利回りアプローチを提案した。簿価利回りアプローチは、下記の通りである。

- 保険負債の利息費用を損益に表示するために使用される割引率を決定する。
- 保険負債の利息費用と裏付け資産の利息収益の間における会計上のミスマッチを減少させることを意図している。

簿価利回りアプローチの下では、利息費用を損益に表示するための割引率は、IFRSにおける投資の測定方法に基づいている。

裏付け資産	割引率
純損益を通じて公正価値(FVTPL)で測定される金融商品	現在の市場利回り
償却原価またはOCIを通じて公正価値(FVOCI)で測定される債券	実効金利
FVOCIで測定される資本性金融商品	次のいずれか <ul style="list-style-type: none">● 予想配当流列を反映した割引率● リスクフリー・レートに非流動性プレミアムを加えた割引率

簿価利回りアプローチの支持者は、有配当契約による全てのキャッシュフローに対して単一のイールドカーブを適用し、各報告日においてイールドカーブを更新する。投資が満期を迎える、または売却されると見込まれている時点後の期間においては、イールドカーブは報告日時点でマーケット情報から得られる予想再投資収益率に基づくことになる。

6月の会議では、IASBスタッフはIASBに対して、有配当契約に関して利息費用を損益に表示するために簿価利回りアプローチの適用を企業へ要求するかどうかについて決定することは求めなかった。代わりに、IASBスタッフは自らの将来の取り組みの舵取りをするために、今後の会議において、IASBが、純損益に計上する利息費用を算定するために簿価利回りアプローチを適用するよう企業に求める可能性があるという想定の下で提案を行った。この見方に基づき、スタッフは今後のスタッフ・ペーパーに向けて簿価利回りアプローチが用いられる特定の要件を提案した。

IASBスタッフの提案

上記で議論した仮定に従い、IASBスタッフは、裏付け資産と保険負債に経済的な対応関係がある場合、保険負債の利息費用と裏付け資産の利息収益の間に生じる会計上のミスマッチを削減することは適切であると考えている。裏付け資産と保険負債に経済的な対応関係がある場合とは、すなわち以下の間に明確な関係がある場合が挙げられる。

- 財政状態計算書で認識される裏付け資産
- 保険契約者へ渡される金額

経済的な対応関係があるかの決定にあたって、IASBスタッフは下記の状況を検討した。

検討した状況	スタッフの見解
企業は裏付け資産の保有を要求されるか否か	<p>経済的対応関係は以下のいずれの場合であるかに関係なく起こり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業が裏付け資産の保有を要求される場合。例えば、企業が裏付け資産を保有し、その資産から得られるリターンの変化により保険契約者へ配分される金額が変化する場合 ● 企業が裏付け資産の保有を選択する場合。例えば、企業が裏付け資産のプールの運用成績に基づいたリターン約束し、(例えばインデックス)企業が裏付け資産のプールを買い、保有する場合
保険契約者が重要な割合のリターンを受取るか否か	<p>経済的対応は保険契約者が重要な割合のリターンを受けとらない場合であっても起こり得る。しかしながら、保険契約者が重要な割合のリターンを受けとらない場合には、簿価利回りアプローチを適用するコストがそれによる便益を上回るかもしれない。これは、保険契約者が重要な割合のリターンを受けとらない場合には、簿価利回りアプローチが他の代替手法に対して有意性をもたらさないからである。</p>
企業が保険契約者へ配分するリターンに関して裁量を有するか否か	<p>保険契約者へ配分するリターンに関する企業の裁量の有無は重要ではない。なぜ経済的対応関係が存在するかは問題とはならない。経済的対応関係が存在すること自体のみが重要である。この表における上記2つの想定される状況は、経済的対応関係の目的を満たすのに十分である。</p>

分析に基づき、スタッフは上記の仮定の下、簿価利回りアプローチは以下の場合にのみ適用されるべきと提案した。

- 契約者に支払われるリターンは、企業が保有する(企業がこれらの裏付け資産の保有を要求されるか、企業が契約者に対する支払の裁量を有しているか否かに関わらず)裏付け資産から生じる。
- 保険契約者が裏付け資産のリターン総額の重要な割合を受け取る場合

IASBの審議

簿価利回りアプローチの一般的な方法に関して議論がなされた。数人のIASBメンバーは、簿価利回りアプローチは場合によっては会計上のミスマッチを軽減させることができるため賛成の意を表明した。しかし、一方で簿価利回りアプローチの元での割引率の決定は、複雑になるとの懸念もある。

また、他の懸念事項は、企業が有配当契約にかかる割引率の変動による影響をOCIに表示できるか否かをIASBが決定していないにも関わらず、スタッフがIASBメンバーに簿価利回りアプローチの適用に関する決定をするように求めたことである。IASBは、今後の審議ペーパーをドラフトするための方向性を示すだけであり、割引の振り戻しについて簿価利回りアプローチを用いることをIASBが支持するか否かについてを示すものではないという前提で、スタッフの提案について議論することに合意した。

IASBの決定

特段の決定はなされなかった。IASBはスタッフの提案に基づき作業を続けるよう指示した。

KPMGの所見

要件の変化

IASBは、簿価利回りアプローチが適用される場合の方向性として、判断指針をスタッフに示した。これらの指針は、次のような場合には各報告日において満たされないかもしれない。例えば、保険契約者が裏付け資産のリターン全体のうち重要な割合を受け取らなくなるような形で、裏付け資産の指定が変更された場合である。結果として、企業は基準が各報告日において満たされているかどうかを判定する必要があるかもしれない。

別表:IASBの再審議の要約

再審議におけるIASBの決定は、有配当契約以外のみを対象としている。有配当契約に特有の論点については今後検討する予定であり、IASBスタッフはその際に有配当契約以外の契約に関する暫定決定を見直す必要があるか否かを検討する予定である。

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
コメント募集した論点		
契約上のサービス・マージンのアンロック	<ul style="list-style-type: none"> 過去に損失を認識した後、見積りの有利な変動が生じた場合、当該有利な変動は、過去に認識した損失のうち将来のカバー及びその他のサービスに関連する損失の振り戻しとなる範囲で、当期純利益を通じて認識する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 将来のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の過去及び現在の見積りの差は、契約上のサービス・マージンがゼロを下回ることはないという前提で、契約上のサービス・マージンに加減される。結果として、過去及び現在の期間のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の変動は、直ちに当期純利益に認識されることになる。 	有
割引率の変動による影響をOCIで表示	<ul style="list-style-type: none"> 企業は、会計方針として、割引率の変動による影響を当期純利益またはOCIに表示することを選択でき、IASBスタッフが今後作成する以下のガイダンスに沿って、当該会計方針をポートフォリオ内のすべての契約に適用する。 <ul style="list-style-type: none"> 企業は、類似したポートフォリオのグループに同一の会計方針を適用することを確認する。 IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求に基づき、企業が会計方針を変更する場合について、より厳格さを求める。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 適用ガイダンスを追加し、IAS第8号に従い、企業は、契約が含まれるポートフォリオ、保有する資産及び当該資産の会計処理方法を考慮して、類似する契約について一貫した会計方針を選択適用することを明確化する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 企業が割引率の変動による影響をOCIに表示することを選択した場合、以下を認識する。 <ul style="list-style-type: none"> 当期純利益には、契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された利息費用を認識する。 OCIには、報告日時点で適用される割引率を使用して測定された保険契約負債の金額と、保険契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された保険契約負債の金額との差を認識する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> すべての保険契約ポートフォリオについて、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析の開示 <ul style="list-style-type: none"> 現在の割引率を用いて算定された利息費用 当期中の割引率の変動による保険契約負債の測定額への影響 当期に契約上のサービス・マージンを調整する、将来キャッシュフローの見積りの変動の現在価値を、保険契約の当初認識時の割引率及び現在の割引率を用いて算定した場合の差 割引率の変動の影響をOCIを用いて表示する選択をした保険契約ポートフォリオについて、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析の開示 	有

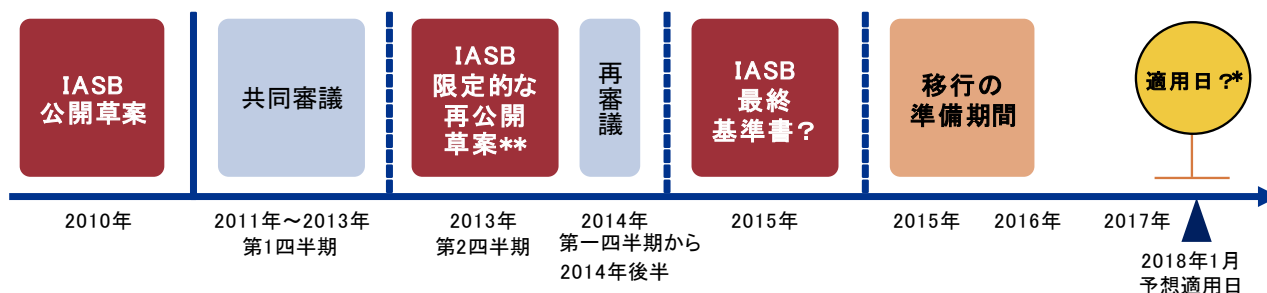
割引率の変動による影響をOCIで表示(続き)	<ul style="list-style-type: none"> • 当期純利益に計上された、保険契約の当初認識時の割引率を用いて算定された利息費用 • 当期におけるOCIの推移変動 	
保険契約収益	<ul style="list-style-type: none"> • 保険料の情報が一般に理解されている収益の概念と一致しない場合には、企業は当該保険料の情報を包括利益計算書に表示してはならない。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> • 企業は公開草案第56項から第59項、B88項からB91項に記載のとおり、保険契約収益を包括利益計算書に表示する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> • 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険契約資産または負債の構成要素に関する期首残高と期末残高の調整表 - 当期の保険契約収益と当期に受け取った保険料の調整表 - 当期に認識された保険契約収益を算定する際に用いられたインプット - 当期に新たに初認識された保険契約が財政状態計算書の金額に与える影響 	無
その他の論点		
契約上のサービス・マージンの損益への認識	<ul style="list-style-type: none"> • 契約上のサービス・マージンは保険契約に基づくサービスの移転を最もよく反映する規則的な方法で保険カバー期間にわたって損益へ認識する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> • 有配当契約以外の契約の場合、契約上のサービス・マージンが表すサービスとは、以下の保険カバーである。 <ul style="list-style-type: none"> - 時の経過に基づき提供される。 - 保有契約数の推移予想を反映する。 	有
固定料金のサービス契約	<ul style="list-style-type: none"> • 企業は公開草案第7項(e)の要件を満たした固定料金のサービス契約に対して、収益認識に関する会計基準を適用することができる(強制ではない)。 	有
重要な保険リスク	<ul style="list-style-type: none"> • 発行者が現在価値ベースで損失を被る可能性がある場合にのみ重要な保険リスクが生じることを明確化するため、公開草案のガイダンスが修正される。 	有
ポートフォリオの移転及び企業結合	<ul style="list-style-type: none"> • ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約は、ポートフォリオの移転または企業結合の日に発行されたものとして会計処理することを明確化するため、公開草案の第43-45項が修正される。 	有
観察可能なデータがない場合の割引率の決定	<ul style="list-style-type: none"> • 保険契約のキャッシュフローを貨幣の時間価値について調整する割引率は、保険契約のキャッシュフローと同じ特徴を有する商品の観察可能な現在の市場価格と整合する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> • 割引率の決定にあたり、企業は以下の判断を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - 観察可能な取引と測定対象の保険契約の差について調整するために、観察可能なインプットに適切な調整を確実に行う。 - その状況において利用可能な最善の情報を用いて観察不能なインプットを設定する。利用可能な最善の情報以外の情報についても、市場参加者がそれらのインプットを評価する方法を反映するという目的と整合するようにする。したがって、観察不能なインプットは利用可能な関連する市場データと矛盾するものであってはならない。 	有

再保険契約から生じる利得の非対称な取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 当初認識後において、元受契約の将来キャッシュフローの見積りの変動が即時に損益に認識される場合、当該変動により生じる再保険契約の将来キャッシュフローの見積りの変動は損益に認識しなければならない。 	有
集約のレベル	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約に関する基準書の目的は、個々の保険契約の測定の実則を提供することであるが、その目的を達成できるのであれば、企業は保険契約を集約することができることを明確化する。 	無 ²
	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約ポートフォリオの定義を修正し、「類似のリスクに対する補償を提供し、単一のプールと一緒に管理される契約」とする。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 当初認識時における契約上のサービス・マージンまたは損失を測定する際、企業は不利な契約を利益の出る契約と組み合わせることはないことを説明するガイダンスを追加する。当初認識時において契約が不利であるか否かを決定するために、企業は事実及び状況を検討する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 当初認識後における契約上のサービス・マージンを測定する際、企業が契約を集約し、それが保険契約に関する基準書の目的に適合する方法についての例を提供する。 	有

2 スタッフの見解では、この決定は既に公開草案に含まれている原則の明確化を意味する。しかし、公開草案の多くの回答者は異なる集約レベルの適用方法が不明確であるとコメントした。従って、この明確化により、原則の適用が変更される可能性がある。

マイルストーンと今後のスケジュール

IASBは保険契約の提案を再検討し、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7)を公表した。最終基準書は、2015年上半期になると予想される。



* 保険契約に関する最終基準書の強制適用日は、同基準書が発行されてから概ね3年経過後となる予定である。IASBスタッフは、基準書の発行日は2015年中になると予想しているため、最終基準書が2015年前半に発行された場合、強制適用日は、2018年1月1日以降開始する事業年度になると見込まれる。IFRS第9号の強制適用日を2018年1月1日とする暫定決定を考慮すれば、2018年1月1日がIASBの目標であることは明らかである。

KPMGの出版物はプロジェクトの異なる側面を検討しています。

↓	KPMGの出版物
1	New on the Horizon: Insurance contracts (July 2013)
2	Towards the Final Frontier: Business perspectives on the insurance accounting proposals (January 2014)
3	Evolving Insurance Regulation: The kaleidoscope of change (March 2014)

保険契約プロジェクトに関する詳細な情報 (IASBの保険の提案に関するKPMGの出版物を含む) は、[KPMGのウェブサイト](#)をご参照ください。また、本ニュースレターではFASBの保険契約プロジェクトの動向について取りあげていませんが、ウェブサイトでは2014年2月以降のFASBの保険契約に関する情報も掲載されています。2014年2月以降のFASBの保険契約プロジェクトに関する詳細な情報は、[Issues&Trends in Insurance](#)をご参照ください。

[IASBのウェブサイト](#)には、IASBの会議、会議配布資料、プロジェクトの要旨、ステータス・アップデートが掲載されています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

e-Mail: azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2014年6月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS 保険ニュースレター (IFRS – Insurance Newsletter) は、KPMGが提供する、保険契約プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。